

# 兵庫県公報

平成28年2月2日 火曜日 第2769号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の清算人の退任の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	8
○ 中播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	8
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（広報課）	9
○ 同 上（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
<b>企業庁公告</b>	
○ 入札公告	15
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	19
<b>公安委員会公告</b>	
○ 入札公告	20

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）  
県立特別支援学校の学年進行に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第94号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- |   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| 1 | 名 称   | 神戸アドベンチスト病院      |
|   | 所在地   | 神戸市北区有野台8丁目4番地の1 |
|   | 認定年月日 | 平成27年12月15日      |

- 認定の有効期限 平成30年12月14日
- 2 名 称 独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院
- 所 在 地 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
- 認 定 年 月 日 平成28年1月5日
- 認定の有効期限 平成31年1月4日
- 3 名 称 芦屋セントマリア病院
- 所 在 地 芦屋市大原町5番20号
- 認 定 年 月 日 平成28年1月5日
- 認定の有効期限 平成31年1月4日
- 4 名 称 公立学校共済組合 近畿中央病院
- 所 在 地 伊丹市車塚3丁目1番地
- 認 定 年 月 日 平成28年1月5日
- 認定の有効期限 平成31年1月4日
- 5 名 称 医療法人社団みどり会 にしき記念病院
- 所 在 地 篠山市西谷575番地の1
- 認 定 年 月 日 平成28年2月1日
- 認定の有効期限 平成31年1月31日



**兵庫県告示第95号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**和田山町岡土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	雑 賀 忠 文	朝来市和田山町法道寺301番地 1
同	西 田 豊	同 市和田山町岡55番地
同	藤 原 博	同 市和田山町岡1078番地 1



**兵庫県告示第96号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**神野土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 見 瀧 男	加古川市神野町石守1257番地
同	石 見 節 雄	同 市神野町石守1089番地
同	渋 谷 忠 幸	同 市神野町石守1151番地
同	澁 谷 豊	同 市神野町石守18番地
同	澁 谷 勉	同 市神野町石守231番地の 2
同	竹 中 利 次	同 市神野町石守200番地
同	長谷川 泉太郎	同 市神野町福留397番地
同	長谷川 忠 雄	同 市神野町福留450番地
同	茨 木 貞 夫	同 市神野町福留1527番地
監 事	澁 谷 重 光	同 市神野町石守1146番地
同	澁 谷 二 良	同 市神野町石守415番地

同	岡 田 進	同	市神野町福留436番地の1
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	石 見 瀧 男	加古川市神野町石守1257番地	
同	長谷川 泉太郎	同 市神野町福留397番地	
同	澁 谷 豊	同 市神野町石守18番地	
同	渋 谷 忠 幸	同 市神野町石守1151番地	
同	厚 海 正 昭	同 市神野町石守1129番地	
同	澁 谷 勉	同 市神野町石守231番地の2	
同	竹 中 利 次	同 市神野町石守200番地	
同	長谷川 忠 雄	同 市神野町福留450番地	
同	茨 木 貞 夫	同 市神野町福留1527番地	
監 事	澁 谷 重 光	同 市神野町石守1146番地	
同	澁 谷 二 良	同 市神野町石守415番地	
同	岡 田 進	同 市神野町福留436番地の1	



**兵庫県告示第97号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**和田山町岡土地改良区**

氏 名	住 所
森 下 恒 夫	朝来市和田山町岡300番地
森 本 明 是	同 市和田山町法道寺235番地
安 達 重 夫	同 市和田山町岡1110番地
足 立 忠 雄	同 市和田山町岡879番地2
平 岡 浩 人	同 市和田山町岡117番地
田 中 隆 志	同 市和田山町岡187番地
長 藤 一 郎	同 市和田山町岡367番地
谷 口 義 明	同 市和田山町岡31番地1
後 藤 英 夫	同 市和田山町宮田978番地
後 藤 三 恵 子	同 市和田山町岡696番地
細 見 勝 巳	同 市和田山町宮田990番地2



**兵庫県告示第98号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年1月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

農村地域防災減災事業

濁池地区

平成28年2月2日から  
同 月22日まで神 戸 市  
北 区 役 所

~~~~~

**兵庫県告示第99号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日本毛織株式会社印南工場  
加古川市米田町船頭440番地  
工場長 近 藤 浩 行
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日本毛織株式会社印南工場  
加古川市米田町船頭440番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                         |                                                  |                |     |           |       |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------|-----|-----------|-------|
| 種                                       | 類                                                | 19号ニ 精錬機及び精練そう |     | 19号ト 染色施設 |       |
| 能                                       | 力                                                | 1,000kg/日      |     | 500kg/日   |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                       |                                                  | 許可後            |     | 同 左       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                       |                                                  | 着手後2箇月         |     | 同 左       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                       |                                                  | 完成後            |     | 同 左       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                     |                                                  | 6時～22時 16時間    |     | 同 左       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                           |                                                  | なし             |     | 同 左       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分                                              | 通常             | 最大  | 通常        | 最大    |
|                                         | 水素イオン濃度<br>(水素指数)                                | 6～7            | 5～8 | 5.8～6.5   | 4～10  |
|                                         | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                          | 80             | 300 | 230       | 1,500 |
|                                         | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                            | 80             | 300 | 150       | 1,500 |
|                                         | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)                                | 50             | 400 | 50        | 500   |
|                                         | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)                               | 20             | 30  | 20        | 30    |
|                                         | リン含有量<br>(単位 mg/L)                               | 2              | 3   | 2         | 3     |
|                                         | 六価クロム化合物<br>(単位 mg/L)                            | —              | —   | 6         | 10    |
|                                         | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                     | 90             | 400 | 50        | 500   |
|                                         | 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 100            | 120 | 60        | 80    |

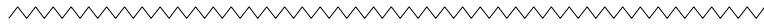
備考 このほか、19号ニ 精錬機及び精練そう6基、19号ト 染色施設9基及び19号チ 薬液浸透施設2基を設置する。

既存特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量は減少する。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年2月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課

| 19号子 薬液浸透施設 |       |
|-------------|-------|
| 4,500kg/日   |       |
| 同 左         |       |
| 同 左         |       |
| 同 左         |       |
| 同 左         |       |
| 同 左         |       |
| 通 常         | 最 大   |
| 7～9         | 5～10  |
| 1,500       | 2,500 |
| 1,500       | 2,500 |
| 1,000       | 2,000 |
| 20          | 30    |
| 2           | 3     |
| —           | —     |
| 1,000       | 2,000 |
| 4           | 6     |



**兵庫県告示第100号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
川西市火打1丁目215番3の一部
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物



**兵庫県告示第101号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
川西市火打1丁目359番1、390番5及び391番4の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第102号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮内庁から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年1月21日から同年3月7日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市賀集字岡ノ前（淳仁天皇陵）及び北阿万筒井字馬目（淡路墓）



**兵庫県告示第103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 2月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                |    |                 |               |    |
|--------------|----------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道           | 姫路市林田町上伊勢字岩谷1135番2から | 旧  | 9.0から<br>11.0まで | 69.0          |    |

|             |                     |   |                 |      |  |
|-------------|---------------------|---|-----------------|------|--|
| 護 持 下 伊 勢 線 | 同 市林田町上伊勢字岩谷口12番1まで | 新 | 9.0から<br>12.0まで | 69.0 |  |
|-------------|---------------------|---|-----------------|------|--|



**兵庫県告示第104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月2日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名      | 道 路 の 区 域                                  |    |                  |               |           |
|-------------------|--------------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|                   | 区 間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>網 干 た つ の 線 | たつの市揖保町萩原字津久田276番1から<br>同 市揖保町西構字久保149番6まで | 旧  | 4.0から<br>18.0まで  | 1,790.0       |           |
|                   | たつの市揖保町萩原字津久田276番1から<br>同 市揖保町西構字久保149番6まで | 新  | 4.0から<br>18.0まで  | 1,790.0       | 一部<br>予定地 |
|                   | たつの市揖保町萩原字津久田276番1から<br>同 市揖保町栄字カナヤ136番1まで |    | 16.0から<br>45.0まで | 626.0         |           |



**兵庫県告示第105号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、重要港湾東播磨港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成28年2月12日から施行する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月2日

東播磨港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 放置等を禁止する区域

昭和39年兵庫県告示第222号で指定した港湾区域のうち、次の各点及び陸岸に囲まれた区域で、次の図で示す範囲

- イ点 明石市二見町東二見字一番地1836番1地先防波堤(東)取付部西側
- ロ点 同 市二見町東二見字一番地1836番1地先防波堤(東)先端西側
- ハ点 同 市二見町南二見8番1地先防波堤先端北側
- ニ点 同 市二見町南二見8番1地先防波堤取付部北側
- ホ点 同 市二見町南二見8番1地先東二見橋橋梁下西側
- へ点 同 市二見町東二見字二番地2032番地先東二見橋橋梁下西側

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 放置等を禁止する物件

- 船舶、係留のために用いる物件



**兵庫県告示第106号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとお



り認可した。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画公園事業  
4.4.110号 書写東公園
- 3 事業施行期間  
変更前 平成20年7月15日から平成28年3月31日まで  
変更後 平成20年7月15日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

### 入札公告

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年2月2日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名  
兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務
  - (2) 仕様  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで
  - (4) 履行場所  
兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所
  - (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格  
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報課企画調整班 担当 横山

電話 (078) 362-3018

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年2月2日(火)から同月9日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成28年2月18日(木)午後3時 兵庫県庁1号館1階A会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月17日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月16日(火)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成28年2月9日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**入札公告**

平成28年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（姫路市の一部及び宝塚市）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年2月2日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 調達内容**

(1) 業務件名

ア 平成28年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（姫路市の一部）

イ 平成28年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（宝塚市）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)ア及びイについて入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること（なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。）。

**3 入札書の提出場所等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部広報課地域広報班 長嶺  
電話 (078) 362-3019 (直通)

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成28年2月2日(火)から同月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

1 (1)ア 平成28年2月17日(水)午前10時00分 兵庫県庁第2号館 11階B会議室

1 (1)イ 平成28年2月17日(水)午前10時30分 兵庫県庁第2号館 11階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月16日(火)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100の5以上の額を、平成28年2月16日(火)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成28年2月16日(火)以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日(金)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じた額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成28年2月10日(水)午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年4月1日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ川西店

所在地 川西市多田院西2-3-8

2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要

(1) 川西市開発行為等指導要綱について

ア 川西市開発行為等指導要綱に基づく協議内容に変更がある場合は事前に開発指導課と協議すること。（建築物の平面等）

イ 現況の自主管理公園を撤去する計画になっていると思われるので残存させること。

(2) 犯罪行為や迷惑行為、不良行為等の防止を目的とした、店舗や周辺の環境整備について

24時間営業を計画されている。昼間の営業時間帯はもちろん、夜間、深夜、早朝における青少年による娯集、近隣住民並びに店舗、来店者に対する迷惑行為や不良行為の防止に向けた体制や環境整備を希望する。

(3) 警備員の複数について

営業時間及び随時必要と思われる時間帯に、制服着用の警備員を複数配置するとともに、常駐するよう求める。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名 | 意見の概要                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 匿名      | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通渋滞の発生が予想されるため、来店車両の円滑な誘導を行うこと。</li> <li>24時間営業による騒音・治安の悪化が懸念される。</li> <li>夜間における警察の巡回パトロールを強化すること。</li> </ul>                                 |
| 匿名      | <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場が広く車やバイクの若者の溜まり場になりかねないため、24時間営業とせず、近隣店舗と営業時間を合わせること。</li> <li>前面の県道に電灯が1箇所しかなく、パチンコ店閉店後や店の定休日は暗いため、県道12号バス停（多田大橋）付近両側に街灯を設置すること。</li> </ul> |
| 匿名      | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在でも暴走車や単車が多く、特に単車は信号無視が毎日必ずあるような状況</li> </ul>                                                                                                  |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>で、時間営業を行えば暴走車や単車が増えるのは明らかであるため、これらの取締りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間営業ではなく、せめてパチンコ店と同じ営業時間にすること。</li> </ul>                                                                                                           |
| 匿名 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間営業をやめること。</li> <li>・照明、騒音等に配慮すること。</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 匿名 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間には音響等の騒音を出さないこと。</li> <li>・照明が対面するマンションに差し込まないようにすること。</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 匿名 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後10時以降、照明の明るさを抑えること。</li> <li>・警備員が騒音の注意等の監視をすること。時間的に交通が混雑する場合は特に誘導を行うこと。</li> <li>・店舗が出来上がってからでないと分からない事もあると思うが、その都度適切な対処をすること。</li> <li>・駐車場等の広場が溜まり場にならないようにすること。</li> <li>・駐在所の設置をお願いする。</li> </ul> |

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年2月2日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字中濱2775番2から2775番4まで、2832番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市曾根町403番地13  
坂本浩之
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年9月7日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（27高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市塩屋字北條田227番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市網干区浜田213番地の2  
有限会社大西殖産 代表取締役 大西賢一
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年8月3日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12号（27赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町中村字前田216番1、217番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区相生町四丁目2番5号神戸シティビル2階  
シティハウス株式会社 代表取締役 土 井 将 樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年12月25日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14-2号（27たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町中村字寺東131番1の一部、132番1、132番2、133番3、131番1地先里道水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市龍野町日山102番地の1  
株式会社竜野工務店 代表取締役 前 田 幾 雄
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年1月5日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-1-2号（27たつの）

**企 業 庁 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年2月2日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
水道用及び工業用水道用薬品の購入
  - (2) 品目及び数量
 

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム       | 1,512,000キログラム |
| イ ポリ塩化アルミニウム       | 4,801,000キログラム |
| ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T） | 579,000キログラム   |
| エ 粉末活性炭（50%WE T）   | 128,000キログラム   |
| オ 液体苛性ソーダ          | 236,000キログラム   |
  - (3) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。  
数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

## (4) 納入期間

平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで  
各納入場所からの指示により随時納入すること。

## (5) 納入場所

多田浄水場(川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所)  
神出浄水場(神戸市西区神出町田井3-1 東播磨利水事務所)  
中西条浄水場(加古川市八幡町中西条739 東播磨利水事務所)  
三田浄水場(三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所)  
船津浄水場(姫路市船津町4552-1 姫路利水事務所)  
市川工業用水道管理所(姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所)

## (6) 入札方法

上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

## 3 入札説明書の交付等

## (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

平成28年2月2日(火)から同月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 多田  
電話(078)341-7711 内線5438

## 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成28年2月3日(水)から同月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 提出場所

前記3(2)に同じ

## 5 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム | 平成28年3月17日(木)午後1時30分 |
| イ ポリ塩化アルミニウム | 平成28年3月17日(木)午後2時    |



|   |                  |                      |
|---|------------------|----------------------|
| ウ | ドライ粉末活性炭（5%WE T） | 平成28年3月17日（木）午後2時30分 |
| エ | 粉末活性炭（50%WE T）   | 平成28年3月17日（木）午後3時    |
| オ | 液体苛性ソーダ          | 平成28年3月17日（木）午後3時30分 |

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館 5階会議室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、前記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成28年3月16日（水）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。

## (4) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年3月15日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (5) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成28年2月16日（火）午後5時までに提出すること。

## (イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

## (ロ) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

## (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

## (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに

違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先

前記3(2)に同じ

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kazuaki Araki, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a. 1,512,000kg of sodium hypochlorite
- b. 4,801,000kg of polyaluminum chloride
- c. 579,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)
- d. 128,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)
- e. 236,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment

(3) Delivery period: From April 1, 2016 to March 31, 2017

(4) Delivery places:

Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)  
Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
Nakasaijo Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)  
Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)  
Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 16, 2016

(6) Deadline for tender:

The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)

- a. 13:30 March 17, 2016
- b. 14:00 March 17, 2016
- c. 14:30 March 17, 2016
- d. 15:00 March 17, 2016
- e. 15:30 March 17, 2016

Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 16, 2016

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Tada, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 Tel (078)341-7711 extension 5438

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月2日

兵庫県教育委員会  
 教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第1号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「学科の科、学科並びに幼児及び生徒の定員」を「学校の科及び学科」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 幼児及び生徒の定員は、別に定める。

第8条第2項中「次の表のとおりとする」を「別に定める」に改め、同項の表を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

| 学 校 名          | 本校<br>分校 | 部   | 科   | 学 科            |
|----------------|----------|-----|-----|----------------|
| 兵庫県立視覚特別支援学校   | 本校       | 高等部 | 本 科 | 普通科            |
|                |          |     |     | 保健医療科          |
|                |          |     | 専攻科 | 保健医療科          |
|                |          |     |     | 理療科            |
| 兵庫県立神戸聴覚特別支援学校 | 本校       | 高等部 | 本 科 | 普通科            |
|                |          |     |     | コミュニケーションデザイン科 |
|                |          |     | 専攻科 | コミュニケーションデザイン科 |
| 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校 | 本校       | 高等部 | 本 科 | 普通科            |
|                |          |     |     | 工業技術科          |
|                |          |     |     | 生活デザイン科        |
|                |          |     | 専攻科 | 生活デザイン科        |
| 兵庫県立のじぎく特別支援学校 | 本校       | 高等部 | 本 科 | 普通科            |

|                  |      |     |     |       |
|------------------|------|-----|-----|-------|
| 兵庫県立神戸特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立阪神特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立芦屋特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立こやの里特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 職業科   |
| 兵庫県立上野ヶ原特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立高等特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 職業科   |
| 兵庫県立氷上特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立いなみ野特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立東はりま特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立北はりま特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立姫路特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校 | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立播磨特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
|                  |      |     |     | 職業科   |
|                  |      |     |     | 就業技術科 |
| 兵庫県立赤穂特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立西はりま特別支援学校   | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立出石特別支援学校     | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
|                  | みかた校 | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立和田山特別支援学校    | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |
| 兵庫県立あわじ特別支援学校    | 本校   | 高等部 | 本 科 | 普通科   |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年2月2日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

1 調達内容

(i) 購入物品及び数量

平成28年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

|               |      |        |
|---------------|------|--------|
| ア タイヤ         | 予定数量 | 3,980本 |
| イ チューブ        | 予定数量 | 490本   |
| ウ タイヤ組替え（普通車） | 予定数量 | 3,020本 |
| エ タイヤ組替え（大型車） | 予定数量 | 450本   |

オ パンク修理 予定数量 70本

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込期間中に納入局管理課へ申請し、入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 齊（いつき）  
電話（078）341-7441 内線2344

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
平成28年2月2日（火）から同月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成28年3月14日（月）午後1時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部1階 101会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年3月11日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年3月10日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出

すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、四輪及び二輪（原付）については、警察本部及び各警察署ごとの近隣に営業所等を、白バイについては、入札説明書で示す地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有（設置）一覧表」で作成し提出すること。

イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするタイヤ等の品質が分かる資料「カタログ」等を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書は平成28年2月16日（火）までに提出すること。

オ 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成28年3月11日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q

(2) Products to be purchased:

a. Tires for vehicles Approx. 3,980

b. Inner tubes Approx. 490

c. Changing tyres (Standard sized car) Approx. 3,020

d. Changing tyres(Large sized car)      Approx.    450

e. Repairing flat tyres                      Approx.    70

(3) Delivery period:

From April 1, 2016 to March 31, 2017

(4) Delivery places:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 February 16, 2016

(6) Deadline for bidding:

17:00 March 11, 2016 by mail;

13:30 March 14, 2016 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ms. Itsuki, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2344